平成２８年（フ）第１８３号
横浜市南区大岡１丁目26番39号　ＪＴハウス大岡203号
債務者　徳元　貞雄
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９７号
横浜市青葉区藤が丘２丁目１番地７　ウィステリアヒルズ402号
債務者　田村　哲也
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８５号
横浜市鶴見区生麦５丁目８番17号　エクシブ花月園201
債務者　関根　真一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２６号
横浜市港北区樽町４丁目５番17―501号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２６７５号
愛知県瀬戸市坊金町132番地１
破産者　有限会社進栄工業
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６００号
東京都千代田区東神田２丁目10番７号　セックオフコムビル２階
破産者　株式会社絆
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４６０１号
東京都台東区柳橋２丁目13―８―1001
破産者　森本　泰廣
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１３４号
東京都新宿区富久町10―17―201
破産者　延松　　学
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１９０号
東京都目黒区上目黒３―10―３―212、住民票上の住所東京都目黒区五本木２丁目５―３祐天寺シティハウス
破産者　北中　　彰
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８３３号
東京都江戸川区西葛西３丁目19―14―101、開始決定時の住所東京都江戸川区中葛西８丁目18―１
破産者　伊藤　麗子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２９９号
東京都立川市砂川町４丁目45―13
破産者　鎌田　　博
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５５８号
東京都豊島区東池袋３丁目８－５－1303
破産者　明石　崇広
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１５号
東京都江東区門前仲町１丁目８番12号
破産者　有限会社ニチエイ
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１６号
東京都江東区門前仲町１丁目８―12―302
破産者　渡辺　伸治
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００１９号
東京都足立区新田３丁目35―32―907
破産者　池田晶培こと　黄　　晶培
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１０６号
東京都中央区新富１丁目17番６号
破産者　有限会社東京クリエ
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１０７号
千葉県千葉市美浜区稲毛海岸３－３－19―101　野辺方、住民票上の住所東京都中央区新富１丁目17―６―102
破産者　石川　晴美
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１１号
東京都文京区音羽１丁目15番15号
破産者　株式会社レブテック
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１２号
東京都江戸川区船堀７丁目19―18―410
破産者　寺本美智子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１３４号
東京都台東区竜泉２丁目４－８―405
破産者　赤宗　　誠
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部